

公平性の観点から、一定規模以上の事業については、**複数枠の受付**を可能にします。

以下**全ての条件を満たした場合**に、1事業で複数の申請を受け付けます。

- **1事業で100世帯以上を対象としていること**
※じぶんページで事業データ更新頂く「事業」の単位です。
分かりやすいイメージとして「事業名が同じ」・「利用申込みを同一窓口で受け付けている」場合や、「利用世帯リストの管理を行っている単位」が「一事業」となります。
- **普段から、複数のNPO等の共同体で当該事業を運営していること**
※事業データ更新の際には、主幹事団体が申請し、各構成団体は「事業を共同で行うほかの団体」の欄に記載ください。
- **各構成団体で当該事業についての運営実態があること**
イメージ: 支部運営(「県北・県南・県央の3拠点(事務所)あり」)や、役割分担運営(「A団体とB団体:食品管理・家庭訪問、C団体:LINE運営・利用者受付・世帯リスト管理・専門相談対応」)など
- **助成金の申請主体となる各構成団体で所定の要件を満たし、助成申請フォームを提出・精算処理すること**
 - 厚労省の定める団体要件を満たすこと(支援活動実績や、活動期間など) ※9ページ参照
 - 申請団体名義の口座があること など
- **複数枠申請の上限:1事業で5枠=5団体(250万円)まで**